

平成24年2月3日

報道関係者各位

東急リバブル株式会社

**国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度  
賃貸住宅管理業者登録完了のお知らせ**

東急リバブル株式会社（代表取締役社長：中島美博、本社：東京都渋谷区）は、国土交通省の賃貸住宅管理業者登録制度の開始に伴い申請しておりました賃貸住宅管理業者登録につきまして、平成24年1月25日付けで登録が完了いたしましたのでお知らせいたします。

この制度は、賃貸住宅管理業務の適正化を図るため、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者の登録制度として平成23年12月1日に施行されたものです。賃貸住宅管理業務に関して、一定のルールを設けることで、貸主様・借主様双方の利益確保を図り、また、登録事業者を公表することにより、消費者は管理業者や物件選択の判断材料として活用することが可能となります。

当社では、引き続きお客様に安心安全な不動産取引をご提供できるよう、より一層のサービスの充実と向上に努めてまいります。

**【賃貸住宅管理業者登録の概要】**

登録年月日	平成24年1月25日
登録番号	国土交通大臣（1）第683号
登録の有効期間	平成24年1月26日から平成29年1月25日まで

以上

本件に関するお問合せ  
東急リバブル株式会社  
経営管理本部 経営企画部 広報 IR 課  
櫻井・斉藤  
TEL：03-3463-3607